

第24回 いなべ市農業委員会 議事録

開催日 令和3年11月10日
場 所 シビックコア 研修室2

委員の出欠状況

1番	小川 太一	出	2番	森田 久生	出	3番	伊藤 和雄	出
4番	田中 敏夫	出	5番	渡邊 勉	欠	6番	加藤 寛	出
7番	横井 啓行	出	8番	藤田 則幸	出	9番	松葉 里美	出
10番	伊藤 幸子	出	11番	藤田 一房	出	12番	石原 昭彦	出
13番	二宮 義隆	出	14番	山田 陽一	出	15番	藤田 義昭	出

開 会 時 刻 午前9時00分

閉 会 時 刻 午前10時05分

配布物 令和4年度農業委員会スケジュール(予定)

1 開会の辞 事務局長(種村明広)	第24回いなべ市農業委員会を開催させていただきます。よろしくお願ひいたします。
2 会長挨拶 会長(伊藤和雄)	お集まりいただきましてありがとうございます。第24回いなべ市農業委員会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。
3 開会の宣言 議長(伊藤和雄)	いなべ市農業委員会総会規則第5条に基づき、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。 ただ今の出席委員は14名でございます。定足数に達しておりますので、第24回いなべ市農業委員会を開会いたします。
4 議事日程 (日程第1) 議長	それでは、日程第1、本日の議事録署名委員の指名については、「いなべ市農業委員会総会規則第6条第2項」の規定に基づき、会長が定めることとなっています。本日の議事録署名委員に、6番議席加藤寛委員と、7番議席横井啓行委員のお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひします。
(日程第2) (日程第3) (日程第4) 議長	それでは、日程第2 報告第49号「農地所有適格法人の要件を満たしている法人について」、日程第3 報告第50号「農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)」、日程第4 報告第51号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認(委員会処分)」を議題といたします。 事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>日程第2 報告第49号</p> <p>農地所有適格法人の要件を満たしている法人について 次の法人から農地法第6条に基づく報告があり、内容を精査したところ、同法第2条第3項各号に掲げる要件を満たしていたので報告する。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>管内に農地を有する農地所有適格法人は、農地法第6条により毎事業年度3か月以内に事業状況等の報告が義務づけられています。農業委員会では、内容を精査し、農地法第2条第3項に定める要件を満たさなくなった場合には、必要な措置を講じることになっています。今回の4法人は、問題もなく要件を満たしていると判断したので報告します。</p> <p>日程第3 報告第50号</p> <p>農地法第18条の規定による合意解約通知について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第18条第1項第2号に基づき合意解約され、同条第6項の規定による通知があったので報告する。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地の賃貸借契約の解除については、原則、農地法により許可を受けなければなりません。しかし、合意による解約でその旨が書類により明らかにされている場合は許可を必要とせず、これらの行為をしたものには、農業委員会にその旨を通知しなければならないと規定されています。今回の案件は、6件、10筆、面積17,616m²であることを報告します。</p> <p>日程第4 報告第51号</p> <p>農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第5条第1項第7号の規定による届出があったので報告する。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>農地を農地以外にする場合には農地法の許可が必要ですが、員弁町の市街化区域については、都市計画法により積極的に宅地</p>
-----	--

		<p>化すべき区域とされており、あらかじめ農業委員会へ届出を行なえば転用許可は要しないこととなっています。</p> <p>今回の届出は所有権1件、1筆、378m²です。申請地は、員弁町下笠田地内の畠です。目的は個人住宅用地です。すでに雑種地として利用しておりますので、始末書が出ております。受理した届出書については、議案書の日付によって受理通知書を発行しましたので報告します。</p>
	議長	<p>報告事項について、質問等ありましたらお願いします。 よろしいでしょうか。質問がなければ次へ進みます。</p>
(日程第5)	議長	<p>日程第5 議案第134号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第5 議案第134号 農用地利用集積計画の決定について(利用権設定) 次のとおり、いなべ市長から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画が提出されたので、議決を求める。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>市が農地利用集積計画を定めるときは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、農業委員会の決定を経て、市が定めることとなっております。通常、農地の貸し借りをする場合、農地法の許可がいりますが、農用地利用集積計画を定めるとその手続きが不要になり、期間満了になると自動的に契約が終了することになります。今回は、借り手が公益財団法人三重県農林水産支援センターで、農地中間管理事業にともなう農用地利用集積計画の決定です。</p> <p>議案書のとおり利用権の設定計画が提出されたのでご審議をお願いします。内訳としまして、合計44筆、面積47,557m²です。内、賃貸借筆数38筆、面積39,909m²、使用賃借筆数6筆、面積7,648m²となっています。</p>
	議長	<p>本議案は、公益財団法人三重県農林水産支援センターが実施する農地中間管理事業の期間を決めた利用権の設定です。 この集積計画につきまして、質問等ありましたらお願いいたします。</p>

	<p>特にないようですので、議案第134号「農用地利用集積計画の決定について(利用権設定)」につきまして採決いたします。</p> <p>本計画について、決定することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。</p> <p>よって、本議案は原案どおり決定されました。</p>
(日程第6) (日程第7)	<p>議長</p> <p>続きまして、日程第6 議案第135号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」及び日程第7 議案第136号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(委員会処分)」を一括して議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第6 議案第135号</p> <p>農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)</p> <p>次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので議決を求める。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会长 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、10件、18筆、面積7,463.91m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><23番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畠です。</p> <p>譲受人である北勢町奥村の[REDACTED]が、鈴鹿市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、826m²を贈与により譲り受ける申請です。</p> <p><24番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。</p> <p>譲受人である員弁町北金井の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、126m²を贈与により譲り受ける申請です。なお、この土地は、県公共事業「国道421号線バイパス改良工事」における残地であり、農地の位置、面積、形状等からみて、隣接する土地と一体として利用しなければ、利用することが困難と認められる農地であり、下限面積適用除外になります。</p> <p><25番案件>の申請地は、大安町門前地内の田、畠です。</p> <p>譲受人である大安町門前の[REDACTED]が、大安町門前の[REDACTED]</p>

■が所有する議案書に記載の2筆、2,353m²を贈与により譲り受ける申請です。

<26番案件>の申請地は、大安町平塚地内の畠と大安町高柳地内の田です。

譲受人である大安町中央ヶ丘の■が、大安町高柳の■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,348m²を贈与により譲り受ける申請です。

<27番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の樹園地です。

譲受人である大安町石榑南の■■■が、鈴鹿市の■■■が所有する議案書に記載の2筆、484m²を売買により譲り受ける申請です。

<28番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の樹園地です。

譲受人である大安町石榑南の■■■が、東員町の■■■が所有する議案書に記載の2筆、1,017m²を売買により譲り受ける申請です。

<29番案件>の申請地は、大安町石榑北地内の畠です。

譲受人である大安町石榑北の■■■が、東京都府中市の■■■が所有する議案書に記載の2筆、296.91m²を売買により譲り受ける申請です。

<30番案件>の申請地は、北勢町中山地内の畠と北勢町垣内地内の畠です。

譲受人である員弁町北金井の■■■が、四日市市の■■■が所有する議案書に記載の2筆、689m²を売買により譲り受ける申請です。

<31番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の畠です。

譲受人である大安町石榑南の■■■が、大安町石榑南の■■■が所有する議案書に記載の1筆、209m²を売買により譲り受ける申請です。

<32番案件>の申請地は、大安町石榑東地内の畠です。

譲受人である大安町石榑南の■■■が、大安町石榑東の■■■が所有する議案書に記載の2筆、115m²を売買により譲り受ける申請です。

日程第7 議案第136号

農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(委員会処分)

次のとおり、農地法第3条の規定による許可申請があつたので

	<p>議決を求める。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は、1件、2筆、面積1,605m²です。</p> <p><議案書パワーポイントに基づき明細を説明></p> <p><1番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の田、畠です。</p> <p>譲受人である大安町石榑南の [] が、大安町石榑南の [] [] が所有する議案書に記載の2筆、1,605m²を使用貸借により借り受ける申請です。</p> <p>以上、所有権移転10件及び使用貸借権設定1件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>何か質問はありますか。</p>
委員	<p>所有権移転の31番案件の耕作面積括弧書きはどういうことですか。</p>
事務局	<p>2親等以内の親族の耕作に従事しているという申述書が提出されていて、その耕作面積になります。本人所有の農地ではないので、括弧書きとなっています。</p>
議長	<p>その他、質問はありますか。</p> <p>特に無いようですので、議案第135号を採決いたします。</p> <p>議案第135号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(委員会処分)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>
	<p>全委員挙手であります。</p> <p>よって、本申請につきましては、許可することといたします。</p>
	<p>つづきまして、議案第136号を採決いたします。</p> <p>議案第136号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について(委員会処分)」は、原案どおり許可することに賛成委員の挙手を求めます。</p>

		<p>全委員挙手であります。 よって本申請につきましては、許可することといたします。</p>
(日程第8)	議長	<p>日程第8 議案第137号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第8 議案第137号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分) 次のとおり、農地法第5条の規定による許可申請があつたので意見を求める。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤和雄</p> <p>今回の申請は、10件、11筆、3,737m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <26番案件>の申請地は、北勢町奥村地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。 転用計画としては、譲受人である北勢町奥村の [REDACTED] が、北勢町奥村の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、549m²を個人住宅用地へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にコンクリートブロックを設置して雨水及び土砂の流出を防ぎます。取水は上水道、汚水及び生活雑排水は下水道を利用し、雨水排水は自然浸透です。 <27番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の田です。農地区分は、第2種農地です。 転用計画としては、譲受人である員弁町御園の [REDACTED] が、藤原町西野尻の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、712m²を太陽光発電施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみで、周囲をフェンスで囲みます。取水はなく、雨水は自然浸透です。 <28番案件>の申請地は、員弁町大泉新田地内の畠です。農地区分は、員弁中学校といなべ眼科が500m以内にあるため、第3種農地です。 転用計画としては、譲受人である員弁町畠新田の [REDACTED] が、員弁町大泉新田の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、272m²</p>

を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は盛土を行い、周囲はコンクリートブロックで土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<29番案件>の申請地は、藤原町東禪寺地内の畠です。農地区分は、東藤原駅が300m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である大安町石榑東の[REDACTED]が、藤原町東禪寺の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、373m²を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲はコンクリートブロックで土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<30番案件>の申請地は、北勢町其原地内の畠です。農地区分は、北勢病院と水野眼科が500m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町其原の[REDACTED]と[REDACTED]が、北勢町其原の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、467m²を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲はコンクリートブロックで土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は自然浸透及び道路側溝へ放流します。

<31番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。

転用計画としては、譲受人である東員町の[REDACTED]が、大安町梅戸の[REDACTED]が所有する議案書に記載の1筆、375m²を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地のみ行います。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。

<32番案件>の申請地は、北勢町阿下喜地内の畠です。農地区分は、羽場内科クリニックと斎藤医院が500m以内にあるため、第3種農地です。

転用計画としては、譲受人である北勢町田辺の[REDACTED]が、桑名市の[REDACTED]が所有する議案書に記載の2筆、401m²を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲にはコンクリート擁壁を設置して土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は敷地内に側溝設置し放流します。

	<p><33番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である員弁町北金井の [REDACTED] が、員弁町北金井の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、165m²を隣接する自宅の駐車場施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は整地をし、周囲はコンクリートブロックで土砂の流出を防止します。取水及び排水は無く、雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p><34番案件>の申請地は、藤原町西野尻地内の畠です。農地区分は、西野尻駅が300m以内にあるため、第3種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である大安町石榑東の [REDACTED] が、藤原町西野尻の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、354m²を個人住宅施設へ転用したい旨の計画です。土地造成は盛土及び整地をし、周囲はコンクリートブロックで土砂の流出を防止します。取水は上水道、生活雑排水及び汚水は下水道を利用します。雨水は道路側溝へ放流します。</p> <p><35番案件>の申請地は、北勢町新町地内の畠です。農地区分は、第2種農地です。</p> <p>転用計画としては、譲受人である名古屋市の [REDACTED] が、北勢町新町の [REDACTED] が所有する議案書に記載の1筆、69m²を周辺の太陽光発電施設の管理用駐車場施設として転用したい旨の計画です。土地造成は、整地をして砂利敷きします。取水及び排水は無く、雨水は自然浸透です。</p> <p>以上、5条所有権移転10件につきまして、委員の確認書、現場確認及び書類審査の結果、法令要件を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>この案件につきましては、11月2日に現地調査を行っております。現地調査委員からその調査結果を報告させていただきます。</p>
現地調査委員	<p>議案第137号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」10件を現地調査した結果、特に問題となる事項は確認されませんでしたので報告します。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>のことについて、何か質問はありますか。</p>

		<p>特に無いようですので、議案第137号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について(知事処分)」の採決をいたします。</p> <p>本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見は、「なし」とすることに賛成委員の挙手を求めます。</p> <p>全委員挙手です。 よって、当委員会の意見は「なし」とすることに決定しました。</p>
(日程第9)	議長	<p>続きまして、日程第9 議案第138号「非農地証明願承認について(委員会処分)」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
	事務局	<p>日程第9 議案第138号 非農地証明願承認について(委員会処分) 次のとおり、非農地証明願いがあつたので議決を求める。令和3年11月10日提出 いなべ市農業委員会会長 伊藤 和雄</p> <p>今回の申請は10件、14筆、2,724m²です。 <議案書パワーポイントに基づき明細を説明> <48番案件>の申請地は、大安町梅戸地内と門前地内の台帳地目、田です。 願い出者は、大安町門前の [REDACTED] で、昭和63年から宅地に転用し、現在に至っております。 <49番案件>の申請地は、北勢町麻生田地内の台帳地目、畠です。 願い出者は、北勢町麻生田の [REDACTED] で、平成元年から宅地に転用し、現在に至っております。 <50番案件>の申請地は、大安町梅戸地内の台帳地目、田です。 願い出者は、桑名市の [REDACTED] で、昭和40年頃から山林に転用し、現在に至っております。 <51番案件>の申請地は、大安町南金井地内の台帳地目、田です。 願い出者は、大阪市の [REDACTED] で、20年以上前から住宅敷地に転用し、現在に至ております。</p>

<52番案件>の申請地は、大安町石榑下地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、大安町平塚の[REDACTED]で、昭和60年頃から宅地に転用し、現在に至っております。

<53番案件>の申請地は、大安町片樋地内の台帳地目、田です。

願い出者は、大安町片樋の[REDACTED]で、昭和38年頃から宅地に転用し、現在に至っております

<54番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、員弁町北金井の[REDACTED]で、平成元年から宅地に転用し、現在に至っております。

<55番案件>の申請地は、員弁町北金井地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、員弁町北金井の[REDACTED]で、昭和32年から宅地に転用し、現在に至っております。

<56番案件>の申請地は、北勢町飯倉地内の台帳地目、田です。

願い出者は、愛知県刈谷市の[REDACTED]で、平成元年から雑種地に転用し、現在に至っております。

<57番案件>の申請地は、大安町石榑南地内の台帳地目、畠です。

願い出者は、大安町石榑南の[REDACTED]で、昭和49年から宅地に転用し、現在に至っております。

以上10件につきまして、現場確認及び空中写真等の書類審査の結果、証明基準を満たしていると判断されますので、ご審議をよろしくお願いします。

議長

非農地証明につきましては、無断転用後おおむね20年を経過した土地についての証明です。

何か質問はありますか。よろしいでしょうか。

それでは、議案第138号「非農地証明願承認について」を採決いたします。願いどおり証明することに賛成委員の挙手を求めます。

		全委員挙手であります。 よって、本案件については、願いどおり証明することに決定しました。
5 その他	議長	議事については以上です。
	事務局	その他でございますが、事務局から何かありますか。 令和4年の予定表を配布させていただきました。引き続きよろしくお願ひいたします。令和4年11月には総会が2回あります。12月に委員改選がある関係で、12月の総会を11月に開催するためですので、よろしくお願ひいたします。
6 閉会の宣言 【午前10時05分閉会】	議長	委員さんから何かありますか。 よろしいでしょうか。 次回は、12月3日午前9時から現地調査です。5番渡邊勉委員と6番加藤寛委員は出席をお願いします。12月10日(金)に委員会となりますので、よろしくお願ひします。 これをもちまして、第24回農業委員会を終了します。

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

令和 年 月 日

いなべ市農業委員会
会長 伊藤 和雄

議事録署名者

議事録署名者